

八丈町農業委員会

第 1 1 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成29年2月24日(金) 9:00～11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：12名

会長	14	沖山 慶孝	委員	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	"	9	青木 保憲
"	2	伊勢崎 武二	"	10	浅沼 大二郎
"	3	浅沼 實	"	11	菊池 勝男
"	4	浅沼 博之	"	12	奥山 完己
"	6	菊池 寛			
"	7	菊池 家司			

4.農業委員欠席：2名、5番 菊池 國仁委員、13番 山下 譽委員

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
"	2	大澤 正雄	"	6	笹本 守彦
"	3	浅沼 隆章	"	7	加藤 純生
"	4	浅沼 孝教			

6.農地利用最適化推進委員欠席：なし

7.会議録署名委員の指名：11番 菊池 勝男委員、12番 奥山 完己委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

11.傍聴人：なし

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第 1 1 回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが 11 番、12 番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

平成 29 年 2 月 24 日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

- ・番号 1 ・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑
- ・農振区分、農用内 ・面積、1,021 m²
- ・農地の所在、大字番地 ・登記、山林 ・現況、畑
- ・農振区分、農用内 ・面積、5,041 m²
- ・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外 ・面積、1,095 m²
- ・内容、新規
- ・利用権を設定する者、名前
- ・利用権設定を受ける者、名前
- ・利用目的、畑、レザーファン
- ・期間、平成 29 年 3 月 1 日からの 15 年間
- ・年間賃借料、無償
- ・番号 2 ・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外 ・面積、1,421 m²
- ・農地の所在、大字番地 ・登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外 ・面積、665 m²の内 655 m²
- ・内容、新規
- ・利用権を設定する者、名前
- ・利用権設定を受ける者、名前

- ・利用目的、畑、野菜
- ・期間、平成 29 年 3 月 1 日からの 10 年間
- ・年間賃借料、無償

続いて農地の場所を説明します。2 ページをご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

右ページの 3 ページに農地図がございますので確認ください。

続いて番号 1 農地 の場所を説明します。4 ページをご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

右ページの 5 ページに農地図がございますので確認ください。

続いて番号 1 農地 の場所を説明します。6 ページをご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

右ページの 7 ページに農地図がございますので確認ください。

続いて番号 2 農地の場所を説明します。8 ページをご覧ください。

【番号 2 申請地説明】

右ページの 9 ページに農地図がございますので確認ください。

大字番地 〇〇 の筆の下の部分にあります 10 m²の利用権の設定を行わない場所におきましては、認定通信事業者である K D D I 株式会社の携帯電話無線基地局が建設される予定となっております。

最後に確認事項ですが、番号 1 の名前 〇〇 さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。

名前 〇〇 さんにつきましては、今まで父である名前 〇〇 さんとの親子経営の形で、農業を営んでいましたが、今回、経営を独立するとの事で親子間での利用権設定となりました。

番号 2 の名前 〇〇 さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号 1 について推進委員 6 番、補足説明をお願いします。

推進委員 6 番 申請地を確認したところ問題ないと思います。

議長 続いて農業委員 1 番、補足説明をお願いします。

農業委員 1 番 後継者が継承するとの事で設定を受ける者である名前 〇〇 さんも認定農業者になりレザ一部会を引っ張っていく農業者ですので問題ないと思います。

議長 番号 2 について推進委員 2 番、補足説明をお願いします。

推進委員 2 番 事務局の説明どおり問題ないと思います。

議長 続いて農業委員 2 番、補足説明をお願いします。

農業委員 2 番 設定する者である名前 さんが小笠原に移住するとの事で、従兄弟である名前
さんに畑の管理をお願いしたいとの事ですので問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号、については承認と決しました。